

国有地の有効活用による公園施設の課題解消について

秋田県が設置している施設の集約化を契機として、秋田市の都市公園内に所在する国有地を譲与し、施設の駐車場不足の解消等に貢献。

概要

- 当財産が所在する八橋(やばせ)運動公園は、秋田市中心部に位置する都市公園。
- 当財産は、昭和13年に秋田県から土地と建物が国に寄附され、平成元年に庁舎が移転するまでの間、国が庁舎敷地として使用。
- 庁舎移転後は、建物を取り壊した後、東北財務局秋田財務事務所が維持管理を行ってきた。 (秋田県HPの図を加工して作成)

- 公園内に設置されている県施設の老朽化に伴う集約化計画を契機として、慢性的に不足している駐車場用地として当財産を譲与。



取組の成果

- 秋田県に対して、駐車場用地として譲与。



- ・秋田県立体育館及び秋田県スポーツ科学センターは、慢性的な駐車場不足の課題を抱えていた。
- ・施設利用者の利便性向上や交通渋滞緩和に貢献。

- ・同県は老朽化した県立体育館とスポーツ科学センターを集約化した「新県立体育館」の整備を計画。
- ・同公園内の「新県立体育館」は、Bプレミアム基準(※)のアリーナを備え、県内外から多くの集客が見込まれる等、地方創生の拠点施設となる。
- ・また、防災拠点としての機能も期待されており、地域社会への貢献に寄与するもの。

※2026-2027シーズンから創設される男子プロバスケットボールの新トップリーグに参入するための要件。

